

郷中教育の成立過程(上)

―「咄相中から郷中へ」の諸問題について―

安藤 保

(一九九〇年十月十五日受理)

はじめに

筆者はすでにこの問題に関連し、「郷中教育の再検討試論」⁽¹⁾および「郷中教育の再検討―咄相中の諸問題」⁽²⁾の論文を発表しているが、これらの論文で明らかにしたのは次の点である。

1、今まで「定説」化していた郷中教育の基礎であり、また指導方針であるとされる天文八年「島津忠良・貴久連署掟」、および慶長元年「二才咄格式定目」の二つの史料は、文書形式・内容の面からして、記載される年次の史料としては問題があり、郷中教育の起源をこの史料に求めることは不適切である。したがって、近世初期の二才の実態と教育については、この史料から離れ明らかにされるべきである。

2、各郷(外城)および鹿児島城下に作られた二才の集団―咄相中―は、武士としての心構えを作り上げていくという精神修養団体としての面は著しく希薄であり、身体鍛練のみを重視した団体であった。

3、薩摩藩は、このような二才に対し、一貫して学文の重要性を指摘し、二才の粗暴な行為を禁じてきた。島原の乱鎮圧のための軍事行動を最後として安定した政治状況が出現すると、薩摩藩も、他藩と交際のできる武士の養成の必要にせまられた。その方向への萌芽は、光久の治世

においてすでに見られるが、吉貴はそれを積極的に進め、二才教育は、島津義弘の教育に代表される国風遵守の方針から脱し、新たな段階に入ることになった。

本稿は以上の内容を受け、郷中教育の団体・組織の単位ともなり、しかも郷中教育という名前の与えられる理由ともなっている郷中の成立過程について検討する。

従来、郷中は咄相中から発展したものであり、吉貴の時、郷中の地域を画する方限が作られ、宝暦期に「稚児相中掟」が作られることからでも分かるように、稚児までを含む組織の成立をへて、重豪期(斉興期の重豪の政務介助の期間中迄を含む)に、方限の青少年の全員加入による郷中が成立するとされている。相中が地域を限らない任意加入であるのに対し、郷中は方限内の青少年の強制加入である点が最大の違いであるが、郷中の教育方針などは相中のそれを継承しているとす。

このように、咄相中から郷中への道筋は指摘されながらも、郷中教育の研究にとり重要な意味を持つこの移行過程段階の実態については、郷中教育に関する史料の少ないこともあって、必ずしも十分な検討がなされてきたとは云えないのではなからうか。特に、本稿に関する部分では、つぎの問題点が残されていることを指摘しておきたい。

第一には、郷中の成立について重要な意味を持つ方限についても、その成立についての検討はなされず、郷中との関係についても論者により区々である。

第二には、本稿で扱うこの期間には、島津重豪の開化策、次代の斉宣期における重豪の開化策に反対する近思録派の改革、重豪のそれへの弾圧(近思録崩れ)、という政治上の重大事件が起っているが、このような藩政の推移が、同藩の青少年教育にどのような影響を与えているかの検討が充分なされていない。

第三には、薩摩藩の青少年教育に新たな段階を画する吉貴と、重豪の教育観の検討が不十分のまま、吉貴期に方限の成立、重豪期に郷中の成立というように事実のみを指摘することで終っているために、方限内の青少年を、強制的に全員加入させる郷中の成立理由や必要性が明確にされていない。

右のような研究上の現状に鑑み、本稿では、以下、一、方限と郷中、二、吉貴の教育方針と実態、三、「稚児相中掟」の検討、四、重豪の教育方針と実態、について検討を加えることにより、咄相中から郷中への移行について明らかにすることを目的としている。

一、方限と郷中⁽³⁾

方限とは一定の地理上の区画を指す。すなわち、鹿児島城下の武士居住地を、鶴丸城を境にし、北を上方限、南を下方限と二つに大別するが、この上・下の方限は、複数の小方限からなっていた。その方限を単位として作られた団体（組織）が郷中である、というのが、通常なされる説明である。例えば、昭和三十五年刊『鹿児島県教育史』では、「郷中」というのは方限の意味で、元来区域をさすのであるが、薩摩藩時代には同じ区域すなわち同一方限内における青少年の士風錬磨を目的とした団体をいった」とあるのが代表的な記述である。

方限と郷中の関係については、ここまでは概ね一致し、特に説は分かれていない。しかし、郷中の地域を画する方限については論が分かれる。松本彦三郎氏は『郷中教育の研究』において、つぎのように方限の成立と、郷中への移行過程について説明する。

（吉貴の治世期に）二才衆の交友には遠方に行くことが禁ぜられ、その範囲に地域的制限を受くるに至って、ここに「方限」なる概念が

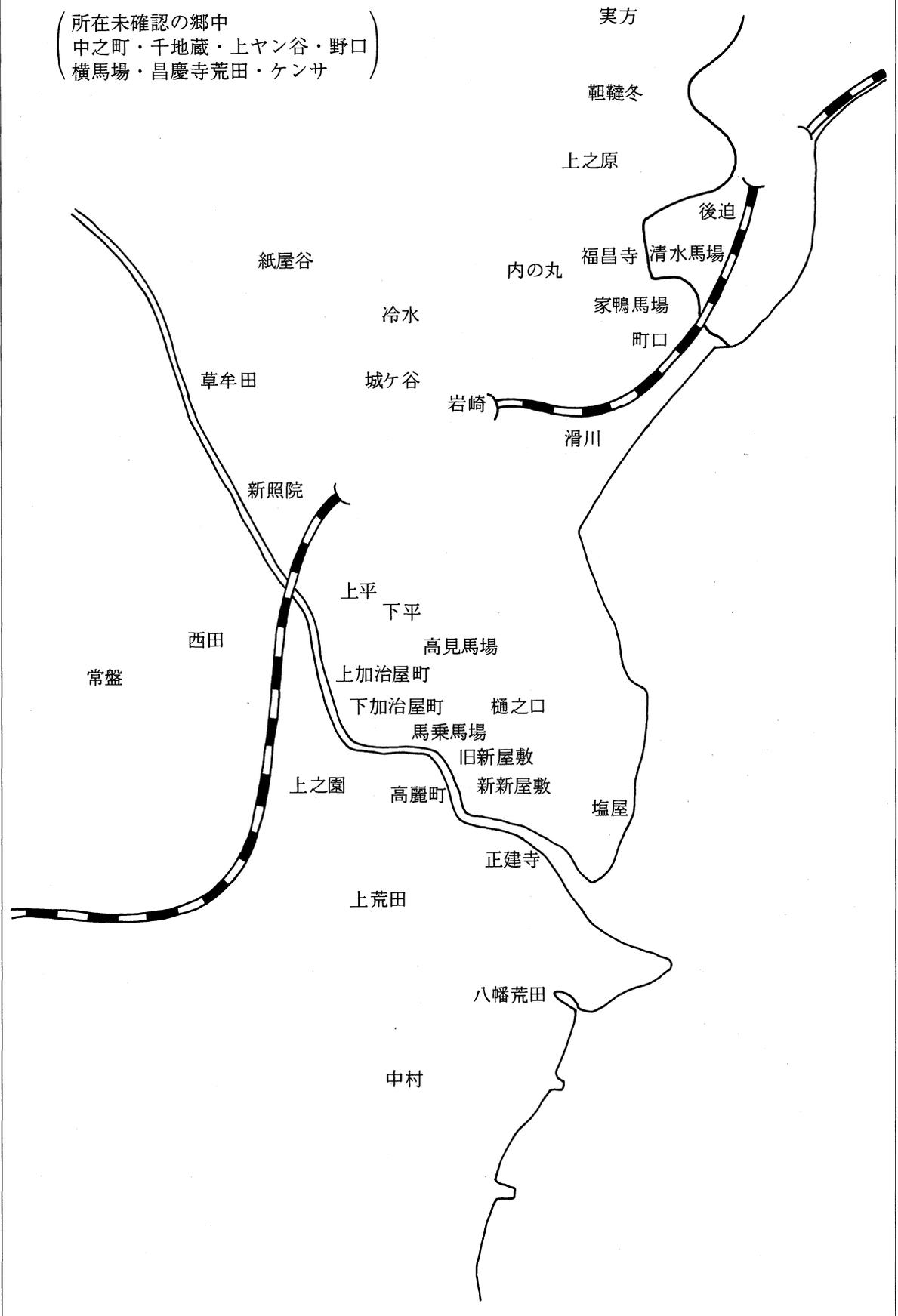
起つてきた。即ち「方限」は、二才衆の不行跡・喧嘩等を取締る目的を以て起り来たものと云ふことができる（中略）方限の概念は二才咄に於ては一層強く問題とされるに至り、遂に「咄相中掟」の條項にまでも此の概念を取入れることとなった（中略）宝暦頃の咄相中では、地域の外廓性、その境界線は、相当に強調されてゐたが、それに囲まれた領域内にはなほ諸種の異分子が混在してゐて、完全統一からは遠い状態に止つてゐた。故に方限概念は此の頃にはまだ単に輪廓的意義しか有たなかつたと云はねばならない。しかし此處まで進めば、郷中の成立は容易である。同一方限内に居る二才たちが尽く、咄相中の仲間になれば充分だからである。⁽⁴⁾（傍点筆者）

すなわち、吉貴の時、若者の不行跡等を厳しく取締る目的を以て方限ができ、その方限内の全青少年を組織化することにより郷中が出現する、とするのであるが、肝心の郷中の基礎となる方限が何によって画されたかについては明らかにしていない。⁽⁵⁾

このような松本彦三郎氏までの理解に対し、昭和三十年代以降、方限を薩摩藩の兵編成である組と関係あるものとして理解する見解が出てくる。昭和三十五年刊『鹿児島県教育史』では、「薩摩には同一方限の小番、新番、御小姓与等の平士で組織した与があるが、この与と同じく城下の小番、新番、御小姓与の子弟の錬磨教育のために団結したのが郷中である」と、曖昧ながら、方限と与・郷中との結び付きを示した。さらに、与と郷中の関係を、原口虎雄氏は、「城下士といつても、大方は、小番・新番・御小姓与に属する『平士』であつたが、その子は、地域ごととに結社して、六つの『郷中』を組織してゐた。この郷中制度は、一朝ことあれば、そのまま軍団として転用される」と、郷中を、宝永二年に編成される鹿児島城下の六組体制の組が作られる範囲の地域として、すなわち方限として作られるとした。『鹿児島市史』は、さらにこの関係

図1 郷中の配置

(所在未確認の郷中
中之町・千地蔵・上ヤン谷・野口
横馬場・昌慶寺荒田・ケンサ)



を簡潔に、「藩主の家臣団統制と相まって組(与)がつくられた。組の単位が方限であり、学校制度のなかった当時において、方限の子弟教育機関として重要な役目を果たしたのが郷中組織である」と記している。しかし、『鹿児島市史』は、郷中の数が三十三あるとすることからすれば、この組が原口虎雄氏の云う六組体制の組とは異なる組であるのは明らかであるが、それがどのような組を指しているのかという点については云うことを避け、曖昧にしている。

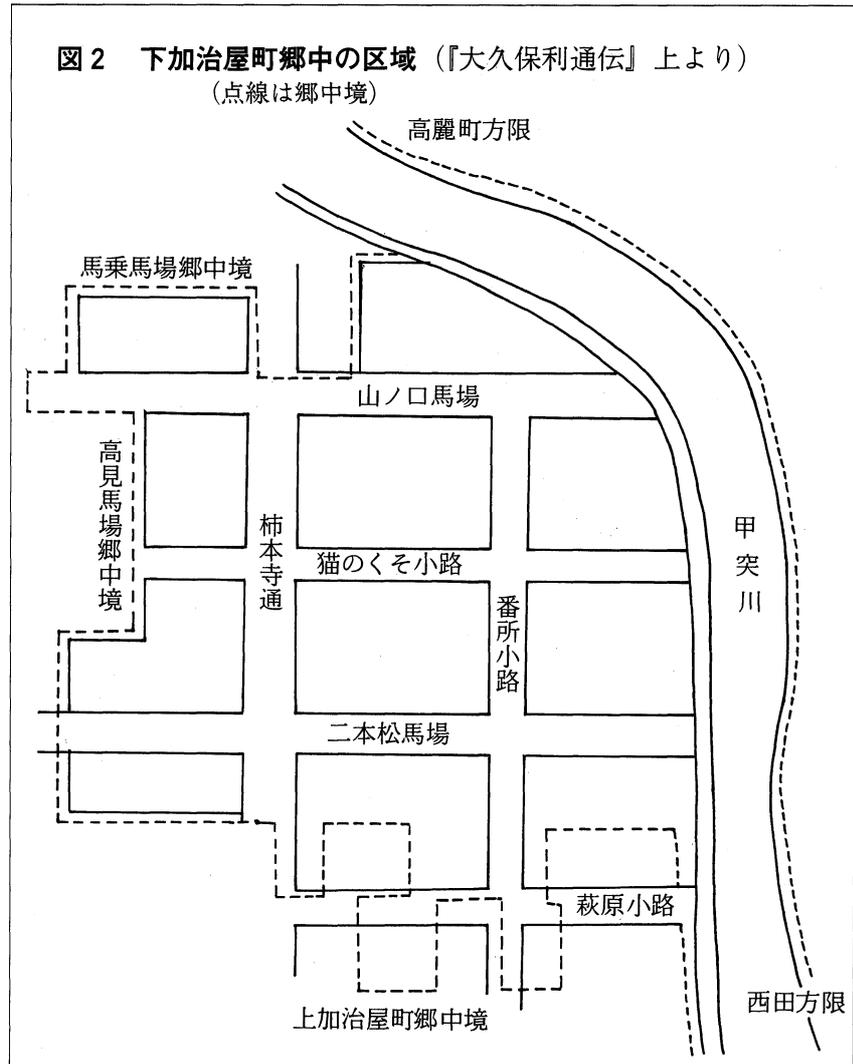
以上のように、方限は、青少年の取締りのため作られた地域であるという説と、兵編成としての組を単位とする地域であるという説があるのである。前者の場合、方限成立の目的が明確であるために、本来、方限は強く意識されることになり、それゆえに方限の区画は明確であると考えられるのにもかかわらず、方限という地域がどのような基準により決められてきたかという点は説明されていない。また、後者の場合も、郷中の数と組の数からして、どのような組を指しているのか曖昧なのであり、方限と郷中の関係については曖昧な点が残されたままであるといえよう。

したがって、つぎに示す児玉家の「日記」の記述は、この方限と郷中の関係を知る上で重要な手がかりを与える。

ここで取り上げる児玉家は、文政三年、小番の家格である児玉四郎兵衛家から別立する家である。同家は小姓組として別立すると、四番与小与四番入りし、同九年柿本寺通に転居するのにもない、二番与小与五番に組替になっている。さらに天保十五年には高見馬場通へ転居するたため、同与小与七番へと組替になった。

「日記」の記述は、高見馬場通へ転居の後、児玉五兵衛の肩書として

図2 下加治屋町郷中の区域（『大久保利通伝』上より）
（点線は郷中境）



度々出てくるものであるが、つぎのようにある。

二番与小与七番方限

御小姓与 児玉五兵衛

(傍点筆者)

この史料によれば、方限は兵編成の組の基礎となる小組であるということになる。

もし、この史料の通り、方限は小組であることが承認されるならば、従

来記述の差異はあるにしても、「定説」化されている、方限毎に郷中が作られるという理解は見直す必要が出てきたことになる。

宝永二年以降、鹿兒島城下の組は、地域毎に編成され、家老組を除くと六組である。一・六番組は十一の小組、他は十の小組からなるから、六十二の小組があることになる。この小組が方限を作り、方限毎に郷中が作られるとすれば、小組の数に應ずる郷中がなければならぬが、いままで知られる鹿兒島城下の郷中の数は、時期を無視するならば、図1に示す四十一郷中である。⁽⁸⁾近世初頭には十八の郷中があつたと頼山陽は謡っているが、この数が実際の郷中の数を示すと理解するには、さらに検討の余地があるにしても、時代により数は変化するともいえる。しかし、薩摩藩のような地域の対抗意識の強い土地柄では、本来作るべき郷中を作らないままに放置していたとは到底考えられないのであり、さらに検討の要がある。また、四十一の郷中の数も網羅された数であるか確かめる手だてもないため、断定はできないが、この数字から複数の方限が一郷中を作っていたこともあつたとの説は肯首できる。⁽⁹⁾

図2に示す嘉永初期下加治屋町郷中の図によれば、郷中は一円性を持ちながらも、馬場、小路等により区切られた整然とした地域ではなく、周辺部は出入りの多いことが知られる。このことは、自然発生的に方限ができ、郷中が出来るのではなく、組編成などのような人為的意図が働いていることを示しているのは明らかである。しかし、先に触れたように、郷中の数がすべて分かっているとはいえず、小組と方限の関係を他に検証したわけではないので、方限の区域がどのようなようにして決められたかは仮説の域を出ず、今後の研究を俟ちたい。

二、吉貴の教育方針と実態

前節で述べたように、方限は、宝永二年四月、組の改組により「最奇を以て組分け」たことに起源を持つと考えるのであるが、方限の起源を組に求めない松本氏等も、同時期に、地域のまとまりとしての認識は充分でないとしても方限が作られたとしている。共に吉貴の治世期に方限の成立を認めている。この時期が、国風遵守の方針から転換する時期であることについては既に指摘したが、この方針転換には、どのようなことが意図されており、それが郷中教育の成立過程にとってどのような意味を持っているのか検討する必要がある。

「二十一代吉貴の代には、文物制度を幕府にならつて文物百般を改革した（中略）元禄期から享保期にかけてようやく文物制度の中央化が現れた」と概説されるこの期の特筆すべき一つが、家格の固定化と、それに応じた格式の付与である。

次の家格固定の表にみるように、宝永三年より享保三年の期間、特に正徳三年と享保三年に、家格についての法令が出されているが、この意図はつぎの史料より窺えよう。⁽¹⁰⁾

一筆令啓上候、其方弥無吳之旨珍重存候、然は当家之儀如被存、五百年来領国も不相替、致繁榮来候、依之氏族之枝葉多相別候、其中二は漸々致衰微、称号を名乗候ては不成合之者も有之付、今度段々格式を相改申付候、其許へも右躰之者於有之は、此方之趣二応、被申付可然候、委細は家老共より可申達候、恐々、

六月朔日 吉貴

島津淡路守殿

御宿所

島津家を始めとし、それぞれの家系に支流が多くなり、その家名を名乗るのにふさわしくない家が出てきているために、格式を改めるとい¹⁴ある。この指示に従い、同日付で具体的な指示が家老よりなされた。その一部をつぎに示す。

一 於御家中大身分之衆は、二男迄は御称号并久之御字名乗可申候、三男以下は御称号御家之御字名乗申間敷候、右三男以下之名字之号、又名乗之字、此節新二拝領被仰付候名乗之字は、其家元祖実名之字を被下候、(略)¹⁵

すなわち、大身分については、島津の称号、名乗りの久の文字の使用を許す範囲等を定めた。一所持以下の各家格についても、家格に応じた同様の指示をなし、さらに、川上・佐多・新納家等十七の家を「御子別号」の家柄、町田・伊集院の両家を「御子別同格」の家柄と定めると共に、「氏族之家々庶流」三十三家をも定め、家格を明確にした。¹⁶

このような家系の枝葉の整理により、家格・格式に序列付けられた、他藩同様の、整然とした、まさに近世的家臣団となった。

このような家格・格式重視の治世においては、武士は四民の長として武士らしくあることが強く求められる。

一、士之格式を迦し候義二付、御僉儀におよび被召込置、有筋を白状致さず偽りを申通り候二付ては、早竟其訳不埒明義可有之節は、其段月番御家老へ得指図候上、士ニても拷問可申付、将又申分実儀には不相聞得筋に申通、口問までにてハ実儀不相究もの有之候とも、士之格式不迦ものハ嗽問申付には及間敷候、¹⁷

公事糾明に関する規定であるが、「士之格式を迦」していない場合は、申し立ての内容が疑わしいと考えられる時でも、拷問にはかけないとしている。また、評定所の規定でも、同様に「士ニ被遂僉儀候義有之付上屋に召置候者も、士之格式を迦候段無紛相究候以後は、前々通打込二可

被召込置事¹⁸」と、士の格式を外しているか否かにより取扱が異なるのであり、いかに武士らしく有ることが重視されたかを知らうる。

このような公事糾明という特別の場合に限らず、日常の行動全般にも武士としての嗜みが求められた。

磯の館に吉貴がいる時、無刀で釣りをしている武士を見つけ、呼び寄せ、「釣りはいかにもあれ士之無刀にて罷在候は甚身分ニ不似合」と沙汰したので、側に仕える者も、この後どのような沙汰があるのかと心配した。しかし、この武士が笛吹きの家筋であることがわかり一曲吹くように命じた。それを聴き、その者の笛の嗜みの深さに満足し、何の処罰もなかった、との逸話がある。¹⁹

この逸話では、事もなく済んでいるが、武士が無刀で外出するという、身分に関わる無作法は厳しく取り締まられている様

家格の固定

家 格	内 容
御一門 家名方	元文3年 一所持の身分を離れ、家格成立。 正徳元年 大身分四家を一所持の家から離し、きつとした家格とし、元文3年四家と定まる。
一所持・一所持格 寄合・寄合並 小番	正徳3年 家格として定まる。 正徳2年 家格としての寄合、寄合並決定。 宝永3年 小番入り願い付けの規定出される。享保3年、寄合・寄合並の2男・3男の家格決定。
新番 大番	正徳3年 家格新設。 寛保2年 鹿児島士は城下士と呼称を変える。安永9年、外城士は郷士と改称。
小十人	小姓組の分家をこの家格とし、天明7年新設。

